

防 情 公 審 第 2 9 号

平成 2 5 年 (2013 年) 8 月 9 日

防府市長 松 浦 正 人 様

防府市情報公開審査会

会長 清 水 博

防府市情報公開条例第 1 4 条に基づく諮問について (答申)

平成 2 5 年 2 月 4 日付け防林第 1 2 9 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

1 防林第 1 2 9 8 号

富海林道地吉線改良工事に係る公文書公開請求において、防府市長(以下「実施機関」という。)が、土木工事考査項目別チェック表(以下「チェック表」という。)を非公開と決定したことに対する異議申立てについて

別 紙

答 申

1 審査会の結論

富海林道地吉線改良工事チェック表について、実施機関がチェック表の全てについて非公開とした処分を取り消し、「④評価」項目以外の具体的評価記入欄を除く部分を公開すべきである。

2 異議申立てに至る経緯

年 月 日	経 緯 等
【防林第1298号】	
平成24年12月13日	公文書公開請求の受付
平成24年12月27日	実施機関において請求に係る公文書部分公開決定(防林第1225号)を行い、同月28日に請求者に公開
平成24年12月28日	公文書部分公開決定に係る異議申立書の受付

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

防府市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づく本件文書の公開請求に対し、平成24年12月27日付け防林第1225号により実施機関が行った公文書部分公開決定について、これを取り消し、条例第6条第1項第1号及び2号に該当するとして非公開とした「チェック表」について、公開をすることの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

以前、委員会審議中、審議資料として他工事にて、チェック表の提出があったのに、今回だけ、なぜ、個人に関する情報としたのか理解できない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が平成25年2月20日付け防林第76号で本審査会に提出した理由説明書によると、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 条例第6条第1項第1号の該当性について（個人情報）

考査項目「施工体制」の内容には、現場代理人、管理（主任）技術者の特定の個人を評価する項目があり、現場代理人、管理（主任）技術者の特定の個人が識別され得るため、公開されることにより不利益を招くおそれがある。

(2) 条例第6条第1項第2号の該当性について（法人等情報）

土木工事における考査項目評価が実施されているかどうかの具体的な内容から、工事における法人の特徴等の長所短所が判明するため、公開されることにより、今後の事業活動において競争上の不利益を招くおそれがある。

5 実施機関の意見又は説明の聴取

平成25年3月25日及び6月25日に開催した審査会における実施機関の意見は、概ね次のとおりである。

(1) 工事成績書及び工事成績評定表（チェック表総括）の公表は差し支えないが、

チェック表は、具体的で細かい検査項目が多数あって、当該業者は、この項目ができて、この項目ができていないと判別できる具体的な情報が公になることが一番問題であると考えます。また、本件対象工事の施工業者も、チェック表は公開してほしくないとの意見書を提出して

いる。

(2) 主観が入らないようにチェック表を作成することについては、考え方を統一したいということで、山口県においても年1回、各市町担当者を集めて、模擬講習会を行っているが、現場での評価を客観的に統一するのはかなり困難で、チェック項目をより細かく分けても監督員、検査員の主観が入らない余地を少なくするには限度がある。この点からも、このチェック表を全部公開することは問題がある。

6 本審査会の判断

(1) 異議申立人の主張についての判断

最初に、異議申立人の「議会委員会(以下「所管事務調査」という。)の審議の中で、チェック表は、他の工事で既に公開したものであるから、情報公開請求において、なぜ、個人情報として非公開とするのか理解できない。」との主張について、検討した。

実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第98条第1項(議会からの書類の検閲要求)、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項(捜査機関からの照会)、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第223条(訴訟に関する文書の提出命令)、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2(弁護士会からの照会)に定める場合のように、様々な形で公文書の提出又は閲覧等を要求されることがあり、今回の異議申立人の主張する所管事務調査は、防府市議会会議規則第102条に基づく上記要求の一つである。

これらの要求は、特定の機関等が、個別の法令に基づき、捜査、訴訟等特定の目的に使用するため、実施機関に請求するものであり、条例の規定に基づいて行われる公文書の公開請求ではない。これらの要求に対しては、条例に基づき判断するのではなく、実施機関が、法令の趣旨、請求目的、内容等を具体的かつ総合的に精査し、提出開示等の可否を決定するものであ

る。

したがって、所管事務調査で公開したからといって、条例に基づき請求されたものを、それをそのまま公開することはできない。条例に基づき請求されたものは、あくまで条例の規定に基づき公開の可否等を決定することとなる。

なお、所管事務調査では委員会審議終了後、配布したチェック表は回収しており第三者に公開したことはない。

次に、平成25年3月1日付けで提出された反対意見書における異議申立人の主張について検討した。

最初に、建設業法第27条の7は、国土交通大臣が指定した機関による業者の技術検定の秘密保持義務について、第27条の24第4項は、国土交通大臣の登録を受けた者が実施する建設業者の経営状況審査について定め、第27条の34は、関与した者の秘密保持義務について定められているが、いずれも、特に秘密保持の必要性が強く求められることから明文を設け、違反者は、第48条に基づき、罰則が科せられるもので、秘密保持の必要性が技術検定や経営状況審査に限定されるわけではない。

また、大阪地裁の判決（大阪地方裁判所・平成10年3月12日判決）は、控訴審で覆されている上、約15年前のものであり、その後公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行により公共工事に関する情報公開の環境はかなり変化していることから、チェック表の公開可否の判断根拠とはならないし、すべきではない。

最後に「チェック表の情報は、広く一般住民の知りえるところとされるべき情報である」との主張については、条例第1条に規定する「市政について市民に説明する責務が果たされるようにすること」という情報公開制度の基本理念に繋がってくるものと考えられるが、この点については、既に工事成績書及び工事成績評定表（チェック表総括）を公開していることからこの目的は十分満たしていると考えられる。

よって、本審査会は、これらの主張については、チェック表の公開理由にならないと判断する。

(2) 実施機関の主張についての判断

① 条例第6条第1項第1号(個人情報)該当性の判断

最初に、チェック表の現場代理人及び管理（主任）技術者(以下「現場代理人等」という。)の項目について、個人情報の該当性について検討した。

チェック表の現場代理人等の項目は、現場代理人等個人の技術力、現場管理能力等を表すものである。この情報は、個人の権利利益と密接に関連する情報と考えられ、実施機関の主張どおり公開されることにより不利益を招くおそれがある。そして、この現場代理人等の氏名は、チェック表自体には記載されていないが、既に公開している富海林道地吉線改良工事の完成図書の中で確認することができる。

したがって、現場代理人等の項目のうち「④評価」項目以外の具体的評価記入欄は、条例第6条第1項第1号による個人情報と判断するのが妥当である。

② 条例第6条第1項第2号(法人等情報)該当性の判断

チェック表には、今述べた現場代理人等の項目以外にも、施工体制一般、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形、品質、出来ばえ、工事特性、創意工夫、地域への貢献度等、非常に広範囲及び細部にわたり、具体的にチェック項目が網羅されており当該事業者のその工事に対する技術力が示されていると考えられる。

これらの項目からは、当該事業者の独自の施工スタイル、ノウハウ、技能、特色などが類推される可能性があり、最終的にはその事業所の施工技術等における長所、短所をある程度把握することが可能となる。この事業者は、こういうことは得意だが、こういうことは不得意であるということが判別できる。このような事実を公にすれば当該法人の施行能力、管理能力等が明らかになり、当該法人の正当な事業活動が損なわれ、営業上、競争上の不利益を与えると認められる。

したがって、これらの項目のうち「④評価」項目以外の具体的評価記

入欄は、条例第6条第1項第2号による法人情報と判断するのが妥当である。

③ 条例第6条第1項第5号(行政執行情報)該当性の判断

最後に、実施機関は主張していないが、チェック表の評価項目が条例第6条第1項第5号、行政執行情報に該当性するのか否かについて検討した。

市が発注する工事において、結果を評価する場合、入学試験のように同じ問題を同じ時間でその成績を競うものとは異なり、その施工体制、設計金額、難易度、工事期間、地元との折衝方法等、どれをとっても同一レベル、同一状態はあり得ないため、工事毎に評価の傾向、どこに重点をおいて評価するかも当然異なり、評価者の主観が入ってくることもある程度やむを得ないと考えられる。

評価者氏名(公開している工事成績書に記載)が公開されている以上、これらの評価が公開されることが前提になれば、請負者はその評価される項目のみに重点をおき、逆にこれ以外の部分については、手数を省くなど工事全体の適正な執行や品質確保が疎かになるおそれがある。また、工事請負者から、評価者個人に対する圧力や干渉が生じ、工事の公正かつ客観的な評定が損なわれる可能性もある。

したがって、これらの項目のうち「④評価」項目以外の具体的評価記入欄は、防府市が今後発注する工事の適正かつ能率的な施行を確保するための検査について支障を及ぼすおそれがあることから条例第6条第1項第5号による行政執行情報とも考えられる。

7 まとめ

以上により、本審査会は、チェック表のうち「④評価」項目以外の具体的評価記入欄についてのみ個人情報、法人情報及び行政執行情報に該当すると考え、実施機関がチェック表全てについて非公開とした決定を取り消し、「④評価」項目以外の具体的評価記入欄を除く部分を公開すべきであると判断し、

冒頭のとおり結論する。

8 本審査会の審査経過

本審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成25年2月4日	・実施機関から諮問
平成25年2月20日	・実施機関から理由説明書が提出される。
平成25年3月25日 (第1回審査会)	・異議申立ての概要について(事務局説明の聴取) ・理由説明書について(実施機関説明の聴取)
平成25年4月22日 (第2回審査会)	・諮問事項の審議
平成25年5月17日 (第3回審査会)	・実施機関の職員の意見又は説明の聴取 ・諮問事項の審議
平成25年6月25日 (第4回審査会)	・実施機関の職員の意見又は説明の聴取 ・諮問事項の審議
平成25年7月22日 (第5回審査会)	・答申書の審議

9 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	清 水 博
委 員	上 田 淑 江
委 員	新屋敷 恵美子
委 員	藤 井 武 志